

「南会津地域での生活体験等実施業務委託」プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月 1 2 日
福島県南会津地方振興局

この要領は、「南会津地域での生活体験等実施業務委託」（以下「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定める。

1 事業の目的

福島県南会津地域（下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町。以下、「当地域」という。）では、急速な人口減少・少子高齢化による地域の担い手不足や地域活力の低下が課題となっており、関係・交流人口の拡大や移住・定住の促進に取り組む必要がある。

また、普段の移住相談では、移住する前に生活を体験したいといったニーズがあり、移住・定住を促進するためには、移住後の地域とのミスマッチをなくしていくことが重要である。

当地域に一定期間滞在して行う生活体験を通して、地域住民との交流や地域ならではの体験をする機会を提供し、移住希望者に対して移住までの具体的なロードマップを示すことで移住・定住の促進を図る。併せて、南会津管内町村や地域のキーパーソン等を対象とした空き家活用等の優良事例を紹介するセミナーや意見交換会、当地域に興味を持った人を対象とする首都圏での交流会や、移住者等と地域住民との交流会を開催することで、移住者の増加や定着を目指す。

2 委託業務の概要

（1）業務の名称

南会津地域での生活体験等実施業務委託

（2）業務の内容

別紙「南会津地域での生活体験等実施業務委託仕様書（案）」のとおり。

（3）履行期間

委託契約締結の日から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで

（4）委託料の上限

6, 2 7 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 公募方法とスケジュール

（1）公募方法

福島県南会津地方振興局（以下、「南会津地方振興局」という。）のホームページにより公募する。

（２）スケジュール（予定）

日 時	内 容
6 月 1 2 日（木）	公募開始
6 月 1 8 日（水） 正午まで	質問書の提出期限
6 月 2 3 日（月）	質問書への回答
6 月 2 6 日（木） 正午まで	企画プロポーザル参加表明書提出期限
7 月 1 日（火） 正午まで	企画プロポーザル参加辞退届提出期限
7 月 3 日（木） 正午まで	企画提案書提出期限
7 月 8 日（火）	企画プロポーザル審査会
7 月 9 日（水）以降	審査結果の通知

４ プロポーザルに係る事項

（１）プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に扱う。

ア 本業務委託期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。

イ 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

カ 本募集要領を公示した日から契約締結日までの間に、本県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

（イ）役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合には

その役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))。

暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

(イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

(ウ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

(エ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

ク 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。

ケ 県税を滞納している者でないこと。

コ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

サ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び様式等は、南会津地方振興局のホームページからダウンロードすること。なお、南会津地方振興局の窓口又は郵送等での配布は行わない。

5 質問の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1) 提出期限

令和7年6月18日(水)正午まで(必着)

(2) 提出方法

「質問書(第1号様式)」により、南会津地方振興局あてに電子メール又はFAXで提出すること。なお、件名は「【質問】南会津地域での生活体験等実施業務委託」とし、電子メール又はFAX送信後、電話にて送付した旨を知らせること(電話による質問の受付は行わない)。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、南会津地方振興局のホームページに令和7年6月23日(月)に公表する(個別の回答は行わない)。

6 企画プロポーザル参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「南会津地域での生活体験等実施業務委託企画プロポーザル参加表明書(第2号様式)」を提出すること。なお、表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限

令和7年6月26日（木）正午まで（必着）

(2) 提出方法

参加表明書により、南会津地方振興局あてに電子メール又はFAXで提出すること。なお、件名は「【企画プロポーザル参加表明書】南会津地域での生活体験等実施業務委託」とし、電子メール又はFAX送信後、電話にて送付した旨を知らせること。

(3) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和7年7月1日（火）正午までに、「辞退届（任意様式）」を提出すること。

7 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「6 企画プロポーザル参加表明書の提出」による手続きを行った上で、企画提案書等を「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月3日（木）正午まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。なお、持参による提出の受付時間は、祝日を除く、月曜日から金曜日までの9時00分～17時00分とする。

※ 7月3日（木）は正午まで。

(3) 提出書類

ア 「南会津地域での生活体験等実施業務委託」参加表明書（第2号様式）

※ 事前に御提出いただいた参加表明書の原本を添付すること。

イ 企画提案書及び業務工程表（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）

ウ 事業経費積算内訳書（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）

エ その他企画提案を説明するのに必要な書類

オ 会社概要（第3号様式）

カ 業務実施体制書（第4号様式）

キ 定款等の写し

※ 法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するものを提出すること。

ク 法人登記簿の写し（企画提案書受付日の3ヶ月以内のもの）

※ 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

(4) 提出部数

イ～カ・・・5部（正本1部、副本4部）、ア、キ、ク・・・1部（正本1部）

（5）提案書等の作成に関する留意事項

ア 共通事項

- （ア）実施までの具体的なスケジュール（打合せ、準備、設営等）も含めて提案してください。
- （イ）運営体制について担当者名と担当業務を明確にして提案してください。なお、経理業務については専任の担当を配置してください。
- （ウ）参加者の募集方法について、具体的なターゲットを設定し効果的に募集できるよう工夫を凝らして提案してください。
- （エ）実施時期やイベント内容等から想定される問題（台風、事故等）について、どのような対策を講じるか明確にして提案してください。
- （オ）広報の媒体、周知先について具体的に提案してください。
- （カ）アンケートの実施方法について、具体的に提案してください。
- （キ）受託者は、業務を統括・実施する事務局を設置し、事業全体を円滑に推進できることがわかるように提案してください。事務局は、関係者との調整や実務を担う役割を果たすものとします。
 - a 申込み受付、参加案内、問い合わせ対応など、参加者との連絡や調整業務を適切に行えることや、イベント・ツアー終了後の問い合わせにも適切に対応できることがわかるようにしてください。
 - b 事務局には業務主任を一名以上設置してください。
 - c 受託者の事務所内に事務局を設け、関係者全体との連絡、調整、記録管理を一元的に行えるようにしてください。
 - d 事業当日は、受付、誘導、進行補助など円滑な運営に必要な支援を行ってください。

イ 地域の生活体験

- （ア）生活体験受入を行うにあたり、申込者に対してどのような方法と内容で支援を行うか、複数の体験プログラムを選定し、選定理由を提示の上、仮体験プログラムを提案してください。
- （イ）受入先事業者数、受入先に伴う仮プログラムの設計、参加者定員数を設定して提案してください。

ウ 地域の情報発信

- （ア）首都圏での交流会の実施予定日、内容、仮プログラムを設定して提案してください。
- （イ）当地域を深く知り、関心度の向上につながる交流会内容を提案してください。

エ 地域への移住及び定着支援（空き家活用等の優良事例を紹介するセミナー等）

- （ア）セミナーの具体的な実施予定日、想定する講師、意見交換会方法まで、仮プ

ログラムを設定し、提案してください。

(イ) 空き家活用の成功事例を提案してください。

オ 地域への移住及び定着支援（移住者交流会）

(ア) 移住者等交流会について、開催場所、ワークショップ等の内容を具体的に提案してください。

(イ) 参加者に対するフォローアップや情報提供の方法について提案してください。

カ その他

本事業を効果的なものとするために、仕様書に記載されていない実現可能な取組がある場合には、具体的に提案してください。

8 企画提案書等の提出に関する留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期限内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 2（4）に示す委託費の上限額を超える提案があった場合

キ 本実施要領に違反すると認められた場合

ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数企画の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(4) その他

ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提案実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

9 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 企画提案の審査

契約候補者は、企画プロポーザル審査会において、企画提案の内容を下記「(3) 審査基準等」及び「(4) 契約候補者の選定」に基づき選定します。なお、審査に当たり、企画提案書を提出した者によるプレゼンテーションを実施します。

(2) 企画プロポーザル審査会の実施

ア 日 時

令和7年7月8日（火）（予定）

イ 場 所

福島県南会津合同庁舎内

（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1）

ウ 内容等

企画提案者は、プレゼンテーションにおいて企画提案の内容を説明し、審査委員からの質問等に応じていただきます。なお、詳細については、後日プレゼンテーション参加者に連絡します。

(3) 審査基準等

審査項目		評価の視点	配点
業務遂行能力		業務を遂行するための体制が十分に整っているか。	5
		業務を円滑に実施できるスケジュールであるか。	5
		過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。 【 関連性が高い業務実績の有無や、実績から本事業の実施にあたり活かすことができる能力を有していることが類推可能か等により評価 】	5
業務理解等		本事業の目的や業務内容を理解し、意欲的な提案となっているか。	5
		業務内容に見合った適切な経費であるか。	5
企画提案	地域の生活体験の企画立案・進行管理	南会津地域ならではの体験プランとなっているか。	10
		移住希望者の興味・関心にあったコンテンツを体験プランに組み込んでいるか。	10
		地域住民と生活体験者が交流できる内容が含まれているか。	5
		体験プランの参加料は適切に設定されているか。	5
		今後南会津地域に移住・定住したくなる内容となっているか。	5

		本事業を効果的なものとするため、仕様書に記載されていない活用可能な提案があるか。	5
	周知、広報、参加者募集	各業務内容のターゲットに応じた、効果的なプロモーション方法が提案されているか。	5
		参加者を確保するための募集方法、募集期間は適切か。	5
		参加者を募集するために効果的な Web サイトが提案されているか。	5
	分析・報告	アンケートの実施方法、内容は適切か。	5
		効果的な分析・報告手法が提案されているか。	5
	セミナー	空き家活用等セミナーの優良事例の紹介内容は適切か。	5
	交流会	首都圏での交流会や移住者交流会のテーマや内容は適切か。	5
合計 100点満点			

(4) 契約候補者の選定

- ア 各審査委員の合計得点により、企画提案者ごとの順位を決定する。
- イ 各審査委員の順位の平均が最も上位の者を契約候補者とする。
- ウ 各審査委員の審査において、上記「(3) 審査基準等」のうち1項目でも0点がある場合は、契約候補者として選定しない。また、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを契約候補者の条件とする。

(5) 結果の通知

- ア 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、契約候補者名及び全てのプロポーザル参加者の「順位及び総得点」を南会津地方振興局ホームページで（契約候補者以外は、参加者名を伏せて）公表する。
- イ 選定されなかった者は、その日の翌日から起算して2週間以内に順位と総得点を書面により求めることができる。
- ウ 上記「9 (5) イ」に係る回答は、書面が到着した日から起算して10日以内に行う。

(6) 契約の締結等

- ア 仕様書の協議
 - 選定した契約候補者と委託者が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、協議の結果、提案内容の一部を変更する可能性がある。
- イ 契約金額の確定
 - 契約金額は協議結果により作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決

定する。

ウ 契約保証金について

契約候補者は契約保証金として、契約額の100分の5以上の額を、契約締結額前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項の規定に該当する場合はこの限りではない。

エ その他

契約候補者と委託者との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1

福島県南会津地方振興局 企画商工部地域づくり・商工労政課 主査 吉田

電話：0241-62-5207 F A X：0241-62-5209

E-mail：minamiaizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp